

平成18年4月6日

ピグメントブルー - 15 を塩素化して製造される顔料又は染料の
製造又は輸入並びに出荷を行う事業者各位

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

ピグメントブルー - 15 を塩素化して製造される顔料又は染料に係る
分析結果等の提供等のお願い

今般、ピグメントブルー - 15 (官報公示番号 5-3299、CAS No. 147-14-8) を塩素化して製造される顔料に、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(以下「化審法」という。)に基づく第一種特定化学物質であるヘキサクロロベンゼン(官報公示番号 3-76、CAS No. 118-74-1) が含有されていることが明らかとなりました。

このため、厚生労働省、経済産業省及び環境省(以下「3省」という。)は、本日、ピグメントブルー - 15 を塩素化して製造される顔料又は染料(以下、「ピグメントブルー - 15 由来顔料又は染料」という。)の製造又は輸入並びに出荷(以下「製造等」という)を行う事業者に対し、ヘキサクロロベンゼンの低減に向けた対応を求めたところです。

ピグメントブルー - 15 由来顔料又は染料中のヘキサクロロベンゼンに関しては、今後設置される「副生する特定化学物質のBAT削減レベルに関する評価委員会(仮称)」(以下「評価委員会」という。)において、必要に応じて速やかに工業技術的・経済的に削減可能なレベルを設定し、「利用可能な最良の技術」(BAT: Best Available Technology)を適用することとしています。

貴社におかれては、評価委員会におけるBATレベルの検討等に資するため、下記につきご協力くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

記

- 1 . 貴社にて実施された、ピグメントブルー - 1 5 由来顔料又は染料中のヘキサクロロベンゼン含有量及び原料として用いられるピグメントブルー - 1 5 中のヘキサクロロベンゼン含有量の分析結果の提供
- 2 . 貴社が製造等しているピグメントブルー - 1 5 由来顔料又は染料の製造工程にかかる資料の提供
- 3 . 国において、貴社が製造等しているピグメントブルー - 1 5 由来顔料又は染料及び原料として使用しているピグメントブルー - 1 5 を分析するためのサンプルの提供
- 4 . 評価委員会における検討への協力（ヒアリングへの対応等）

なお、提供資料等における企業秘密はこれを守ります。

また、評価委員会において、検討のため必要がある場合には追加の情報提供等をお願いすることがありますので、あらかじめご承知おきください。

以上